

危険物船舶運送及び貯蔵規則等の一部改正について

平成18年3月
海事局検査測度課

1. 改正の背景

近年の国際的なテロ脅威の高まり等を踏まえ、我が国の核物質防護対策のレベルを国際的なレベルにまで引き上げることが必要となってきました。

このため、国際原子力機関（IAEA）の「核物質防護に関するガイドライン（INFCIRC/225/Rev.4）」を踏まえ、核物質防護対策の強化に必要な所要の規定の整備を図っているところです。

こうした中、核物質の海上輸送時における防護措置について、国が自ら検査を実施することを検討しています。

2. 改正案の概要

特定核燃料物質の海上輸送に際し事業者が講ずべき防護処置に関する検査については、従来、地方運輸局長又は登録検査機関が積付検査の一貫として実施してきましたが、核物質防護対策の強化に伴い、国が定める特定核燃料物質に関する積付検査は国土交通大臣が、その他の特定核燃料物質に関する積付検査は地方運輸局長が実施することとするため、危険物船舶運送及び貯蔵規則等の一部を改正することを検討しています。

3. 今後のスケジュール（予定）

公布：平成18年5月中

施行：平成18年5月中（公布の日）